(旧) 東北観光フリーパス 利用約款	(新) 東北観光フリーパス 利用約款
東北観光フリーパス	東北観光フリーパス
(東北6県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン)	(東北6県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン)
(首都圏発着東北6県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン)	(首都圏発着東北6県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン)
利用約款	利用約款
令和 5 年 3 月 17 日制定	令和 5 年 3 月 17 日制泵
東日本高速道路株式会社	令和 6 年 3 月 15 日改訂
宮城県道路公社	東日本高速道路株式会社東北支
	宮城県道路公社
(通則)	(通則)
第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)と宮城県道路公社(以下「公社」といいます。)が実施す	第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社 東北支社(以下「当社」といいます。)と宮城県道路公社(以下「公社」といいます。)
る「東北観光フリーパス」(以下「本商品」といいます。)について適用します。	が実施する「東北観光フリーパス」(以下「本商品」といいます。)について適用します。
(定義)	(定義)
第 2 条 本約款の中で使用する用語は、次の各号に定めるところによります。	第2条 本約款の中で使用する用語は、次の各号に定めるところによります。
一. ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令 (平成 11 年建設省令第 38	一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)
号)第 2 条第 2 項に基づき定められた ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。	第 2 条第 2 項に基づき定められた ETC システム利用規程第 2 条に定める ETC システムにおける無線通信をいいます。
二. ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本	二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本語
高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」とい	速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」とい
います。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。	ます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。
三. ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を	三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、自動車に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を3
交信する無線機をいいます。	信する無線機をいいます。
四. セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態	四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態に
にすることをいいます。	ることをいいます。
五. ドラぷらの旅 当社が旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。	五 ドラぷらの旅 当社が旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。
(対象車両)	(対象車両)
第 3 条 本商品は、ETC 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の 2 車種(車種区分は、道路整備特別措置法(昭	第3条本商品は、ETC無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の2車種(車種区分は、道路整備特別措置法(昭和
和 31 年法律第 7 号)第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下	31 年法律第7号)第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じ。)
同じ。)を対象とします。	を対象とします。
(実施期間等)	(実施期間等)
第 4 条 本商品の実施期間は、令和 5 年 4 月 1 日(土)から当社が別途定める日までとします。	第4条 本商品の実施期間は、 <mark>令和6年3月15日(金)</mark> から当社が別途定める日までとします。
2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する最大 2~3 日間(利用開始日の 0	2 本商品の利用期間は、前項の実施期間のうち、事前に申込みした利用開始日を含め連続する <mark>最大2日間または3日間</mark> (利用開始
時から利用最終日の 24 まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の 24	日の 0 時から利用最終日の 24 時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終

の 24 時まで)とします。なお、本商品は申込み時に登録された利用開始日によっては、利用期間が 2 日間または利用開始日 1 日限りとな

時まで)とします。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を利用期間に含む申込みはできません。

- 一. 当社が別途指定した日(当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。)
- 3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口料金所の通行日時をもって行います。ただし、本線料金所が設置されているインターチェンジ(東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所、東北自動車道 福島ジャンクション料金所、東北中央自動車道 米沢北本線料金所及び桑折ジャンクション料金所等)では、本線料金所の通行日時をもって判定します。
- 4 日本海東北自動車道並びに山形自動車道 湯殿山料金所及び鶴岡 JCT 料金所~酒田みなと料金所は、それぞれの料金所の通行日で判定します。
- 5 本商品のプラン毎の料金は下表のとおりです。

J=1.4	2 日間:	プラン	3 日間プ	ゲラン
プラン名	普通車	軽自動車等	普通車	軽自動車等
東北6県周遊プラン	7,600 ⊞	6,100円	10,700 円	8,100円
北東北周遊プラン	7,100円	5,600円	8,700 円	7,100円
南東北周遊プラン	6,100円	4,600 円	7,600 円	6,100 円
首都勝発着 東北6県周遊ブラン	1=1	==	16,000 円	12,800 円
首都圏発着 南東北周遊プラン	10,500円	8,400 円	13,500 円	10,800 円

(申込方法等)

- 第 5 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までに本商品のホームページにて申込みください。本商品申込み前の走行については本商品の適用を受けません。ただし、入口料金所通過後の申込みであっても、出口料金所の通過前に申込みの受付が完了すれば、当該走行から本商品の適用となります。
- 2 前項にかかわらず、ドラぷらの旅の旅行商品(以下「旅行商品」といいます。)とあわせて本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぷらの旅のホームページにて同ホームページ記載の申込み締切日までに申込みください。
- 3 前 2 項に基づく申込みの際は、利用開始日、車種、申込者氏名、メールアドレス、連絡先電話番号、ETC カード番号及び ETC カードの有効期限を登録してください。
- 4 当社及び公社は、申込みの受付が完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。
- 5 本商品の申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録された ETC カードが高速道路の走行に利用できることを保証するものではありません。(ETC カードの利用可否は発行カード会社または六会社の定めによります。)
- 6 本商品は、次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第 4 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 7 条に 定める通行に該当する場合であっても、当社及び公社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後 の料金。以下同じ。)の支払いを受けます。

る場合があります。また、当社が別途指定した日(当該日が決まり次第、本商品のホームページにてお知らせします。)に該当する日を利用 期間に含む申込みはできません。

- 3 各通行にかかる通行日の判定は、入口料金所または出口(または本線)料金所の通行日時をもって行います。ただし、本線料金所が設置されているインターチェンジ(以下「IC」といいます。)(東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷本線料金所、東北中央自動車道 福島 JCT 料金所、東北中央自動車道 米沢北本線料金所及び桑折 JCT 料金所等)では、本線料金所の通行日時をもって判定します。
- 4 日本海東北自動車道並びに山形自動車道 湯殿山料金所及び鶴岡 JCT 料金所~酒田みなと料金所は、それぞれの料金所の通行日で判定します。
- 5 本商品の販売価格は、当社が国土交通大臣に届出を行い公告した額とします。なお、当社ホームページにも販売価格を記載します。

(申込方法等)

第5条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始までに本商品ホームページにて申込みください。本商品申込み前の走行は本商品の適用を受けません。ただし、入口料金所通過後の申込みであっても、出口(または本線)料金所の通過前に申込みの受付が完了すれば、当該走行から本商品の適用となります。なお、申込みの際は利用開始日、利用期間、車種、申込者氏名、住所(都道府県)、メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限を登録してください。

- 2 前項にかかわらず、ドラぷらの旅の旅行商品(以下「旅行商品」といいます。)の申込みとあわせて本商品に申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぷらの旅のホームページにて同ホームページに記載の申込み締切日までに申込みください。申込みの際は、「利用開始日、車種、申込者氏名、メールアドレス、住所、連絡先電話番号、ETCカード番号及び有効期限、その他ドラぷらの旅のホームページで求める事項」を登録してください。
- 3 当社及び公社は、申込みの受付が完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。
- 4 本商品の申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録された ETC カード (以下「登録 ETC カード」といいます。) が高速道路 の走行に利用できることを保証するものではありません。(ETC カードの利用可否は発行カード会社または六会社の定めによります。)
- 5 本商品は、次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第 4 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 7 条に定める通行に該当する場合であっても、当社及び公社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合、ETC 時間帯割引適用後の料金。以下同じ。)の支払いを受けます。

- 一. 登録した ETC カード (以下「登録 ETC カード」といいます。) を利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。
- 二. 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。
- 三. 登録した ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。

7 当社及び公社が実施する他の企画割引と利用日が同一日の申込みはお控えください。同一日の申込みをした場合は、第 12 条 2 項 に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社及び公社における料金修正等は、一切行いません。

(登録内容の変更)

- 第 6 条 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。
- 一. 前条第 1 項に基づく申込み 第 12 条第 2 項第 1 号に定める解約を行ったうえで、再度、本商品のホームページにて申込みください。
- 二. 前条第 2 項に基づく申込み 第 12 条第 2 項第 2 号に定める解約を行ったうえで、再度申込みを行うため、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。なお、同行者氏名や人数など、その他の情報に変更がある場合は、旅行商品に記載の当社東京営業所へお問い合わせください。

(利用方法)

- 第7条本商品は、申込みの際に登録した利用開始日を含め連続する最大2日間または3日間(第4条第1項に定める利用期間内の場合に限ります。以下「登録した利用期間」といいます。)にてご利用ください。
- 2 利用方法については、次の各号に定めるとおりご利用ください。
- 一.「東北 6 県周遊プラン」、「北東北周遊プラン」及び「南東北周遊プラン」(以下「周遊プラン」といいます。)の場合
- イ 別表 1 に定める区間(以下「周遊エリア」といいます。)内のインターチェンジ(以 下「IC」といいます。)間を回数制限なく通行できます。
- 二.「首都圏発着東北 6 県周遊プラン」及び「首都圏発着南東北周遊プラン」(以下「発着プラン」といいます。)の場合
- イ 別表 2 に定める区間(以下「発着エリア」といいます。)内の IC から周遊エリア内の IC までの通行(往路):1回
- □ 周遊エリア内の IC 間を回数制限なく通行できます。(但し、別表 1 「北東北周遊プラン」を除く。)
- ハ 周遊エリア内の IC から発着エリア内の IC までの通行(復路): 1回
- 二 第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める利用期間内であっても、復路における発着エリア内の IC で流出された際に終了となります。
- 3 高速道路の通行止めにより退出を余儀なくされた場合には、次の各号に定めるとおりご利用ください。

- 一 登録した ETC カード(以下「登録 ETC カード」といいます。)を利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。
- 二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。
- 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。
- 6 当社及び公社が実施する他の企画割引と本商品の利用期間を重複して申込みすることはお控えください。重複して申込みをした場合は、他の企画割引の解約を行っていただくか、第 12 条に定める手続きにより本商品の解約を行ってください。解約の申し出がないまま本商品を利用されますと、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社及び公社における料金修正等は一切行いません。

(登録内容の変更)

- 第6条本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。
- 一 前条第 1 項に基づく申込み 第 12 条第 2 項第 1 号に定める解約を行ったうえで、再度当社ホームページ内の該当ページで申込み手続きを行ってください。
- 二 前条第2項に基づく申込み 旅行商品の申込みが完了した後は、申込内容を変更することはできません。旅行商品、日程、人数について変更が必要な場合は、第12条第2項第2号に定める解約を行ったうえで、再度当社ホームページ内のドラぷらの旅から旅行商品の申込み手続きを行ってください。なお、同行者氏名や人数など、その他の情報に変更がある場合は、旅行商品申込み時に届くメールに記載のドラぷらの旅事務局へお問合せください。

(利用方法)

- 第7条本商品の利用は、関係法令、ETCの利用方法等を遵守のうえ、登録ETCカードを使用して、申込み時に登録した利用期間内に、次の各項に示す方法でご利用ください。
- 2 利用方法については、次の各号に定めるとおりご利用ください。
- 一「東北6県周遊プラン」、「北東北周遊プラン」及び「南東北周遊プラン」(以下「周遊プラン」といいます。)の場合
- イ 別表 1 に定める区間(以下「周遊エリア」といいます。)内の IC 間を回数制限なく通行できます。
- 二「首都圏発着東北 6 県周遊プラン」及び「首都圏発着南東北周遊プラン」(以下「発着プラン」といいます。)の場合
- イ 別表 2 に定める区間(以下「発着エリア」といいます。) 内の IC から周遊エリア内の IC までの通行(往路):1回
- □ 周遊エリア内の IC 間を回数制限なく通行できます。 (ただし、別表 1 「北東北周遊プラン」を除く。)
- 八 周遊エリア内の IC から発着エリア内の IC までの通行(復路):1回
- 二 第4条第1項及び第2項に定める利用期間内であっても、復路における発着エリア内の IC で流出された際に終了となります。
- 3 高速道路の通行止めにより途中の IC 等で退出を余儀なくされた場合には、次の各号に定めるとおりご利用ください。
- 一 前項第1号又は第2号に該当する走行時に、周遊エリア内のICから進入後、高速道路の通行止めにより、周遊エリア内のICで高速道路からの退出を余儀なくされた場合:当社又は公社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等(通行止め解除後は当該通行止め区間のIC含む)から高速道路へ進入してください。

- 一. 発着プランの往路利用時に、発着エリア内の IC から進入後、高速道路の通行止めにより、目的地とする周遊エリア内の IC より手前で高速道路からの退出を余儀なくされた場合:目的地とする周遊エリア内の IC に向かい、通行止め区間より先の IC (通行止め解除後は当該通行止め区間の IC 含む)から高速道路に進入したうえで、周遊エリア内 ICで高速道路から退出してください。
- 二. 発着プランの復路利用時に、周遊エリア内の IC から進入後、目的地とする発着エリア(前号の発着エリアと同一の発着エリアを指します。)内の IC より手前で高速道路からの退出を余儀なくされた場合:目的地とする発着エリア内の IC に向かい、通行止め区間より先の IC (通行止め解除後は当該通行止め区間の IC 含む)から高速道路に進入したうえで、発着エリア内 IC で高速道路から退出してください。
- 4 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車 1 台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社及び公社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます(本商品は適用されません。)。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社及び公社は、登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
- 5 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社及び公社は、通常の料金の支払いを受けます。
- 6 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口料金所においては、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口料金所の ETC レーンが閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください(いずれの場合も本商品が適用されます。)。なお、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機による出口精算となります。(操作がわからないときは、呼出釦を押してください。料金所係員がインターホン等で対応します)。

(請求等)

- 第 8 条 当社及び公社は、「周遊プラン」については、利用期間における第 7 条第 2 項第 1 号に定める通行のうち、最初の通行に対し 本商品の料金の支払いを受けます。また、「発着プラン」については、利用期間における第 7 条第 2 項第 2 号イに定める通行を行った場合、第 7 条第 2 項第 2 号ロ及び八に定める通行の有無にかかわらず、本商品の料金の支払いを受けます。なお、ETC マイレージサービスの還元額(以下「マイレージ還元額」といいます。)がある場合は、ETC マイレージサービス還元額から本商品の料金の支払いに充当します。
- 2 本商品の対象となる各通行にかかる料金所の路側表示、ETC 車載器の料金表示及び音声案内の料金表示は通常の料金となります。
- 3 ETC 利用照会サービスまたは ETC マイレージサービスの還元額明細に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は確定時に次のとおりとなります。
- 一. 「周遊プラン」の場合
- イ 登録した利用期間における第 7 条第 2 項第 1 号イに定める通行の最初の IC 間の入口 IC 名には、「企画割引」と表示されます。また、表示される料金は、本商品が適用された料金となります。
- □ 登録した利用期間における第 7 条第 2 項第 1 号イに定める通行の 2 回目以降の通行は消去されます。
- 二. 「発着プラン」の場合

- 二 発着プランの往路利用時に、発着エリア内の IC から進入後、高速道路の通行止めにより、目的地とする周遊エリア内の IC より手前で高速道路からの退出を余儀なくされた場合:目的地とする周遊エリア内の IC に向かい、通行止め区間より先の IC (通行止め解除後は当該通行止め区間の IC 含む)から高速道路に進入したうえで、周遊エリア内 IC で高速道路から退出してください。
- 三 発着プランの復路利用時に、周遊エリア内の IC から進入後、目的地とする発着エリア(前号の発着エリアと同一の発着エリアを指します。)内の IC より手前で高速道路からの退出を余儀なくされた場合:目的地とする発着エリア内の IC に向かい、通行止め区間より先の IC (通行止め解除後は当該通行止め区間の IC 含む)から高速道路に進入したうえで、発着エリア内 IC で高速道路から退出してください
- 4 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車 1 台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社及び公社は、各通行について当該上位の車種の通常の料金の支払いを受けます。(本商品は適用されません。)登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社及び公社は、登録した車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。
- 5 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社及び公社は、通常の料金の支払いを受けます。
- 6 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンで通行券を取り、出口(または本線)料金所においては、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードと入口通行券をお渡しください。出口(または本線)料金所の ETC レーンが閉鎖され通行できない場合は、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンの料金所係員に登録 ETC カードをお渡しください。(いずれの場合も本商品が適用されます。) なお、一般レーンもしくは混在レーンまたはサポートレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機による出口精算となります。(操作がわからないときは、呼出のを押してください。料金所係員がインターホン等で対応します)。)

(請求等)

- 第8条 当社及び公社は、「周遊プラン」については、利用期間における第7条第2項第1号に定める通行のうち、最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます。また、「発着プラン」については、利用期間における第7条第2項第2号イに定める通行を行った場合、第7条第2項第2号ロ及びバに定める通行の有無にかかわらず、本商品の料金の支払いを受けます。なお、ETCマイレージサービスの還元額がある場合は、ETCマイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。
- 2 本商品の対象となる各通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示及び音声案内、ETC 利用照会サービスの料金表示並びに ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常の料金が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払いは不要です。
- 3 ETC 利用照会サービスまたは ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「企画割引」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。

- イ 登録した利用期間における第 7 条第 2 項第 2 号イに定める通行の入口 IC 名には、「企画割引」と表示されます。また、表示され る料金は、本商品が適用された料金となります。
- □ 登録した利用期間における第 7 条第 2 項第 2 号□及び八に定める通行は消去されます。
- 4 クレジットカード会社または六会社が ETC パーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局(以下「ETC パーソナルカード事務 🕴 4 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいま 局」といいます。) が発行する請求書には、登録した利用期間における 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。
- 5 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナル カード利用規約に定める利用限度額(以下「ご利用限度額」といいます。)を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用限度額を超える場合の例】

務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(他の割引との適用関係)

- 第9条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。
- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
- 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。
- 4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用 回数として算入しません。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

- 第 10 条 令和 5 年 4 月 1 日 (土) から当社が別途定める日までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期 間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイント付与するものとします。
- 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

- 第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社及び公社は、その通行にかかる通常料金の支払い を受けます。
- 一. 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二. 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
- 三. 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
- 四. 登録した車種より上位の車種で通行したとき
- 五. 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
- 六. 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に料金所を通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期 間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき
- 七. 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア外又は発着エリア外のとき

- す。) が発行する請求書には、登録した利用期間における2回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

5 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、ETC パーソナルカ ド利用規約に定める利用限度額(以下「ご利用限度額」といいます。)を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用限度額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債 |本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算します。そのため、未払債 務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。詳しくは、別紙をご確認ください。

(他の割引との適用関係)

第9条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。

- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
- 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。 (本商品の料金の額には、ETC 割引や障がい者割引は 適用されません)
- 4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回 数として算入しません。なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第8条第1項で請求する額に適用します。

(ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与)

第10条 令和6年3月15日(金)から当社が別途定める日までの期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間 として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポ イント付与するものとします。

2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(適用対象外及び無効)

- 第 11 条 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社及び公社は、その通行にかかる通常の料金の支払 いを受けます。
- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
- 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
- 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
- 四 登録車種より上位の車種で通行したとき
- 五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
- 六 入口料金所、出口(または本線)料金所とも登録した利用期間以外の日に通行したとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利 用期間最終日の翌々日までに出口(または本線)料金所を通行しなかったとき
- 七 登録した利用期間に第7条第2項に定める通行がなかったとき

- 八、発着エリアから流入し周遊エリアで流出しなかったとき又は周遊エリアから流入し発着エリアで流出しなかったとき
- 九. 周遊エリア内と周遊エリア外を跨ぐ走行をしたときは、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常料金(ETC 時間帯割引は分割前の入口時間及び出口時間で判定します。)の支払いを受けます。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社及び公社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款及び公社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社及び公社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。
- 一、セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二. 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 三. 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

- 第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで第 7 条第 2 項第 1 号及び第 7 条第 2 項第 2 号イの通行をした場合、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。また、第 7 条第 2 項第 2 号イの通行をした場合において、第 7 条第 2 項第 2 号ロ及び ハの通行を行わなかった場合でも途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。
- 2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。
- 一. 第 5 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品のホームページにてその記載内容に従って行ってください。
- 二. 第 5 条第 2 項に基づく申込みの場合 本商品の申込みと合わせて申込みしたドラぷらの旅の旅行商品のキャンセルを行うことで、本商品も自動的に解約となります。
- 3 利用期間中であっても、本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合に限り、前項各号にかかわらず、解約ができます。この解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。
- 一. 第 5 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。
- 二. 第 5 条第 2 項に基づく申込みの場合 旅行商品に記載の当社東京営業所へお申し出ください。ただし、当社東京営業所の営業時間外は受け付けておりません。
- 4 前 2 項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間中に登録 ETC カードで第 7 条に定める通行がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社及び公社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第 13 条 本商品の申込者の個人情報は、当社及び公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 第 14 条 当社及び公社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。
- 一、当社及び公社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二. 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし

八 第 7 条第 2 項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者の走行分は通常の料金の支払いを受けます。 (ETC 時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。)なお、入口料金所、出口(または本線)料金所ともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

九その他、当社が本商品の適用が不適切と判断した場合

- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社及び公社は、利用期間の全ての通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。また、当社供用約款及び公社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社及び公社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、通常の料金のほか割増金の支払いを受けます。
- 一 セットアップされた ETC 車載器を自動車に取り付けずに通行したとき
- 二 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の自動車に使用したとき
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

- 第 12 条 登録した利用期間に登録 ETC カードで本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、一部返金は行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。
- 一 第 5 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品のホームページにてその記載内容に従って行ってください。
- 二 第 5 条第 2 項に基づく申込みの場合 利用日前日迄に解約を希望される場合は本商品と合わせて申込みをした旅行商品を当社ホームページ内のドラぷらの旅で解約することで、本商品も自動的に解約となります。利用日当日に解約を希望される場合は、ドラぷらの旅事務局にお申し出ください。
- 3 利用期間中であっても、本商品が適用となる第 7 条に定める通行がない場合に限り、前項各号にかかわらず、解約ができます。この解約 手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。
- 一 第 5 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品が適用となる通行の前に、当社お客さまセンターへ解約をお申し出ください。
- 二 第 5 条第 2 項に基づく申込みの場合 旅行商品に記載のドラぶらの旅事務局へお申し出ください。ただし、ドラぶらの旅事務局の営業時間外は受け付けておりません。
- 4 前 2 項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間中に登録 ETC カードで第 7 条に定める通行がなかった場合は、申込み時に遡って解約したものとし、当社及び公社は、本商品の料金の支払いを受けません。

(個人情報の保護)

第13条 本商品の申込者の個人情報は、当社及び公社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 第 14 条 当社及び公社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。
- 一 当社及び公社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社及び公社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし

または窃取されたとき

- 三. 当社の及び公社の責めに帰すことができない企画割引の複数の申込みにより、申込者の意図しない請求が行われたとき
- 四. 当社の責めに帰すことができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五. 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六. 雪による通行規制 (チェーン規制) により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 七、天変地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

- 第 15 条 当社及び公社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。
- 2 当社及び公社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社及び公社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。

附則

本約款は、令和 5 年 3 月 17 日(金) 14 時から施行します。

別表1 (周遊エリア)

(1) 東北 6 県周遊プラン

道路	区間
東北自動車道	白河 I Cから青森 I Cまで
青森自動車道	青森JCTから青森東ICまで
八戸自動車道	安代] CTから八戸 I C・下田百石 I Cまで
(百石道路含む)	女化 J C T からパア I C・下田日石 I Cまで
釜石自動車道	花巻JCTから東和ICまで
秋田自動車道	
(秋田外環状道路及び	北上JCTから能代南ICまで
琴丘能代道路を含む)	
日本海東北自動車道	岩城 I Cから河辺 J C Tまで
山形自動車道	村田JCTから月山ICまで
日本海東北自動車道	湯殿山IC・鶴岡JCT料金所から酒田みなとICまで
山形自動車道	
磐越自動車道	いわきJCTから西会津ICまで
声 业内中户新声塔	米沢北I Cから東根I Cまで
東北中央自動車道	福島JCT料金所から桑折JCT料金所まで
常磐自動車道	いわき勿来 I Cから亘理 I Cまで
仙台東部道路	亘理 I Cから仙台港北 I Cまで
湯沢横手道路	湯沢 I Cから横手 I Cまで

または窃取されたとき

- 三 当社及び公社の責めに帰すことができない企画割引の複数の申込みにより、申込者の意図しない請求が行われたとき
- 四 当社及び公社の責めに帰すことができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 雪による通行規制(チェーン規制)により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 七 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害または事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

(約款の変更)

- 第15条 当社及び公社は、特別の事情により、本約款を変更することがあります。
- 2 当社及び公社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社及び公社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。
- 3 当社及び公社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

附則

本約款は、令和6年3月15日(金)14時から施行します。

別表1 (周遊エリア)

(1) 東北6県周游プラン

1)果北6県周姫ノフン	
道路	区間
E4 東北自動車道	白河ICから青森ICまで
E4A 青森自動車道	青森JCTから青森東ICまで
E4A 八戸自動車道	
(百石道路含む)	安代JCTから八戸IC・下田百石ICまで
E46 釜石自動車道	花巻JCTから東和ICまで
E46 秋田自動車道	
(秋田外環状道路及び	北上JCTから能代南ICまで
琴丘能代道路を含む)	
E7 日本海東北自動車道	岩城ICから河辺JCTまで
E48 山形自動車道	村田JCTから月山ICまで
E7 日本海東北自動車道	湯殿山ⅠC・鶴岡JCT料金所から酒田みなとICまで
E48 山形自動車道	
E49 磐越自動車道	いわきJCTから西会津ICまで
E13 東北中央自動車道	米沢北I Cから東根I Cまで
[13] 宋礼中大日勤单担	福島JCT料金所から桑折JCT料金所まで
E6 常磐自動車道	いわき勿来 I Cから亘理 I Cまで
E6 仙台東部道路	亘理 I Cから仙台港北 I Cまで
E13 東北中央自動車道	湯沢ICから横手ICまで

三陸自動車道	仙台港北I Cから鳴瀬奥松島 I Cまで
仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
仙台南部道路	仙台若林 J C T から仙台南 I Cまで

(2) 北東北周遊プラン

道路	区間
東北自動車道	仙台南 I Cから青森 I Cまで
青森自動車道	青森JCTから青森東ICまで
八戸自動車道	p/\(1.6.T.\)\(\text{2.7.E.T.C.\)
(百石道路含む)	安代JCTから八戸IC・下田百石ICまで
釜石自動車道	花巻JCTから東和ICまで
秋田自動車道	
(秋田外環状道路及び	北上JCTから能代南ICまで
琴丘能代道路を含む)	
日本海東北自動車道	岩城ICから河辺JCTまで
湯沢横手道路	湯沢ICから横手ICまで
仙台北部道路	利府 J C T から富谷 I Cまで
仙台東部道路	仙台空港 I Cから仙台港北 I Cまで
三陸自動車道	仙台港北I Cから鳴瀬奥松島 I Cまで
仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで

(3) 南東北周遊プラン

道路	区間
東北自動車道	白河ICから若柳金成ICまで
山形自動車道	村田JCTから月山ICまで
日本海東北自動車道	湯殿山IC・鶴岡JCT料金所から酒田みなとICまで
山形自動車道	
磐越自動車道	いわきJCTから西会津ICまで
東北中央自動車道	米沢北I Cから東根I Cまで
宋礼中关日 <u></u>	福島JCT料金所から桑折JCT料金所まで
常磐自動車道	いわき勿来 I Cから亘理 I Cまで
仙台東部道路	亘理 I Cから仙台港北 I Cまで
三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで

(旧湯沢横手道路)	
E45 三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
E6 仙台北部道路	利府JCTから富谷ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで

(2) 北東北周遊プラン

道路	区間
E4 東北自動車道	仙台南 I Cから青森 I Cまで
E4A 青森自動車道	青森JCTから青森東ICまで
E4A 八戸自動車道	安代JCTから八戸IC・下田百石ICまで
(百石道路含む)	女化すと「から八一」と・下田日石」とまと
E46 釜石自動車道	花巻JCTから東和ICまで
E46 秋田自動車道	
(秋田外環状道路及び	北上JCTから能代南ICまで
琴丘能代道路を含む)	
E7 日本海東北自動車道	岩城ICから河辺JCTまで
E13 東北中央自動車道	湯沢ICから横手ICまで
(旧湯沢横手道路)	
E6 仙台北部道路	利府 J C T から富谷 I Cまで
E6 仙台東部道路	仙台空港 I Cから仙台港北 I Cまで
E45 三陸自動車道	仙台港北ICから鳴瀬奥松島ICまで
E48 仙台南部道路	仙台若林 J C T から仙台南 I Cまで

(3) 南東北周遊プラン

道路	区間	
E4 東北自動車道	白河 I Cから若柳金成 I Cまで	
E48 山形自動車道	村田JCTから月山ICまで	
E7 日本海東北自動車道 E48 山形自動車道	湯殿山IC・鶴岡JCT料金所から酒田みなとICまで	
E49 磐越自動車道	いわきJCTから西会津ICまで	
C12 南北内内白新市学	米沢北ICから東根ICまで	
E13 東北中央自動車道 	福島JCT料金所から桑折JCT料金所まで	
E6 常磐自動車道	いわき勿来ICから亘理ICまで	
E6 仙台東部道路	亘理 I Cから仙台港北 I Cまで	
E45 三陸自動車道	仙台港北 I Cから鳴瀬奥松島 I Cまで	
E6 仙台北部道路	利府 J C T から富谷 I Cまで	

	仙台南部道路	仙台若林JCTから仙台南ICまで
--	--------	------------------

別表 2 (発着エリア)

道路	区間
東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
首都圏中央連絡自動車道	あきる野ICから下総ICまで
常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
関越自動車道	練馬 I Cから花園 I Cまで

別表 2 (発着エリア)

道路	区間
E4 東北自動車道	川口JCTから羽生ICまで
C4 首都圈中央連絡自動車道	あきる野ICから下総ICまで
E6 常磐自動車道	三郷ICから土浦北ICまで
E17 関越自動車道	練馬 I Cから花園 I Cまで

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

別紙

ETC でのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

T /BI 1

○デポジット額 40,000円

○ご利用可能額 40,000円

○ドラ割商品の料金 10,000円(6日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000円、11,000円、10,000円、9,000円)で計算するため 42,000円となり、一時的にご利用可能額(40,000円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)の合計額の 22,000円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000円、10,000円、9,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)を合算するため41,000円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000円)とドラ割商品の料金(10,000円)の合計額の22,000円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

